

議案第 14 号

昭島市指定文化財の指定について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 7 月 18 日

提出者 昭島市教育委員会

教育長 山下秀男

昭島市指定文化財の指定について

昭島市文化財保護条例（昭和 51 年昭島市条例第 31 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記の文化財を昭島市指定文化財に指定する。

記

種別	名称	所有者
有形文化財 (古文書)	指田十次家文書一括	指田 健一

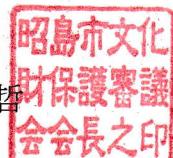
(提案理由)

昭島市文化財保護審議会条例（昭和 51 年昭島市条例第 32 号）第 2 条の規定に基づき昭島市文化財保護審議会より答申があつたため、昭島市指定文化財に指定する必要がある。

昭教生ア第30-2号
令和6年6月4日

昭島市教育委員会 殿

昭島市文化財保護審議会
会長 和田 哲



昭島市指定文化財に指定することについて(答申)

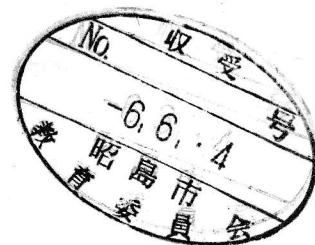
令和6年5月16日付昭教生ア第30号をもって諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

記

1 新たに市指定とすべき文化財について

種別	名称	所有者
有形文化財 (古文書)	指田十次家文書一括	指田 健一

2 指定事由等は別紙のとおりです。



記号番号	名稱	昭島市指定第三一号		種別	昭島市指定有形文化財 (古文書)
		所 (所有者の住所)	指定期年月日		
参考文献	付記	理指定期由の	沿創始及び革び	現況	指田十次家文書一括
					指田 健一 (横浜市神奈川区子安通三丁目 三五三番一九一三号)
『昭島市史』一九七八年 昭島市史編さん委員会編 昭島市発行 『昭島市史資料編 地方文書目録』一九七六年 昭島市史編さん委員会編 昭島市発行 『指田十次家文書目録』二〇二四年報告（未刊）	右記のようないくつかの文書が、昭島市指定有形文化財に指定されています。	上川原村は、市域の他村とは異なり、江戸時代を通じて入組支配がなく、全域が幕府領という一元支配の村であった。そのため、文書の分析を通して村の諸相を元的に知ることができるという点が特徴的な文書群である。	上川原村は、市域の他村とは異なり、江戸時代を通じて入組支配がなく、全域が幕府領という一元支配の村であった。そのため、文書の分析を通して村の諸相を元的に知ることができるという点が特徴的な文書群である。	指田家は、昭島市上川原町に江戸時代以来居を構え、代々上川原村の名主や戸長を務め、また幕末には生糸商を営む豪農として知られた旧家である。本文書群は、このような指田家に伝来した近世・近代の文書・記録類で、総数はおよそ二千五百点余を数える。その大半は昭和五〇年、昭島市史編さんに際して行われた史料調査で明らかになり、当時の所蔵者指田十次氏の御理解を得て目録を作成し、また市史にも供された。	指田 健一 (横浜市神奈川区子安通三丁目 三五三番一九一三号)
					昭島市郷土資料室 昭島市つづじが丘三丁目 三番一五号